

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎県

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 88.1% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 86.1% |
| 全職員 | 69.3% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 97.7% |
| 本庁課長相当職 | 95.6% |
| 本庁課長補佐相当職 | 99.9% |
| 本庁係長相当職 | 95.2% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 90.6% |
| 31～35年 | 93.6% |
| 26～30年 | 95.9% |
| 21～25年 | 93.9% |
| 16～20年 | 97.6% |
| 11～15年 | 95.2% |
| 6～10年 | 98.2% |
| 1～5年 | 89.2% |

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は95%である。
- ・近年の女性の採用数増加により、女性職員のうち勤続年数15年以内の職員が約半数となっており、相対的に給与水準が低い層に女性が偏っているため、単純平均による給与額の比較においては、男女の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。